

◎開会の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

当局より、報告事項がありますので、ということでございますので、発言を許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君） おはようございます。

審議に先立ちまして、水防本部の解散についてを報告いたします。

秋雨前線の停滞と台風の影響等により、大雨に対応すべく、9月10日8時15分に水防本部を設置し、関係職員による町内の巡視や二次災害の発生防止のための広報活動を行ってまいりましたが、9月10日21時16分に大雨洪水警報が解除となり、今後の気象見込を含めた判断から、9月11日金曜日でございますが、17時10分をもって水防本部を解散いたしました。

今後は被災箇所復旧等の対応等に努めてまいります。

以上です。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第76号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第76号 平成27年度只見町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第76号 平成27年度只見町一般会計補正予算（第2号）を説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,049万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,705万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。これは第2表 地方債補正によるところでございます。

ページ、5ページご覧いただきたいと思います。これが第2表 地方債補正でございます。起債の目的が臨時財政対策債。左側の変更前1億7,600万から、今般、1,200万円を増額し、右側の1億8,800万を限度額とする地方債補正でございます。

ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。歳入の説明になります。町税。これは個人町民税の現年課税分の増額補正でございます。地方特例交付金は減収補てん特例交付金の増額でございます。地方交付税は今般、普通交付税が確定いたしました。平成27年度の普通交付税確定額が23億7,717万8,000円となります。それに既に見込んでおります特別交付税1億5,000万円を加えますと、合計で25億2,717万8,000円となります。今回は普通交付税の額が確定したことによる4億4,717万8,000円を増額補正のお願いでございます。分担金は集会施設整備事業分担金ですが、これは坂田生活改善センターに係るものでございます。9ページ、手数料は戸籍住民手数料、微増でございますが増額補正となっております。国庫補助金で個人番号カードの事務補助金。県補助金で説明欄にございます生活習慣改善強化事業並びに森林整備に係る交付金を増額しております。10ページ。これがうつくしま権限移譲交付金ということで、今回24万3,000円を増額をお願いしてございます。財産売却収入。これが株式売却収入でございます。東邦銀行株、従前、20万5,869株を保有しておりましたが、このうち15万株を売却し、今般、8,223万6,000円を増額補正となっております。寄附金。自然首都・只見応援基金寄付金でございますが、今般、400万をお願いして合計で800万。ちなみに26年度のこれに係る寄附金相当額は決算額ですが、234万5,000円でございます。既に上半期で26年度の決算額を超える状況となっております。それから基金繰入金でございますが、先ほどの普通交付税の確定等々に伴いまして、それぞれ財政調整基金、当初、7億の繰入を見込んでおりましたが、今般、2億円を繰入を戻すということで差引5億。減債基金につきましても3億3,000万見込んでおりましたが、今回、7,000万円を戻すということで、差引2億6,000万。高齢者等福祉基金につきましては、補正前5,175万円です。

たが、今回、2,400万円を増額し、7,575万円繰入するという補正の内容でございます。以下、教育施設整備基金も2,600万となっております。雑入は過年度収入で障がい者自立支援に係る分。それから物件移転補償費は国道改良に伴う小林地区の看板に係るものでございます。町債は先ほど申し上げました臨時財政対策債が補正前の1億7,600万から、今般、1,200万円の増額をお願いして、合計で1億8,800万円の起債が可能になるという予算措置でございます。

12ページ。歳出でございます。まず総合政策費、報酬でございますが、現在、振興計画の審議会を開催し、その後、振興計画策定本部専門部会、五つの部会がございまして、現在、平均して3回ほど部会を開催しております。そういったことの今後の進みぐあい、段々、結論、方向付けが出てくるわけでございますが、この部分につきまして補正をお願いしたいと。それから、第三セクターの経営検討委員会の委員でございますが、これも公認会計士と中小企業診断士からなる経営検討委員会を開催しております。26年度中は1回しか開催できませんでしたが、その後、27年度に入って開催を重ねまして、今回、当初18万でございましたが、今回、6万円をお願いしたいというものでございます。旅費、費用弁償はそれに係るものでございます。需用費、印刷製本費は振興計画に係るものでございます。それから、ふるさと納税返礼品業務委託料も先ほどの寄附金の増額と併せまして、業務委託料も増額させていただくということになります。それからJR只見線全線再開通事業補助金300万をお願いしてございます。現在までの実績は36団体、約1,500人の利用実績になっております。それから投資及び出資金でございますが、今般、会津電力株式会社と、会津地方で新たな電力会社が創設されたということは既にご案内のとおりでございますが、今般、増資の募集が始まりまして、今回は全体では172株、一株当たり10万円ですから、1,720万円の募集になりますが、本町といたしましては100万円ですから10株ということになりますが、これは普通株式でございます。これを投資、出資させていただくことで、地域再生エネルギーの普及それから地域への利活用を図っていくという会津電力株式会社の経営方針に賛同いたしまして出資をしていきたいというものでございます。

それからユネスコエコパーク推進費は、昨年、指定に登録になりましたが、その登録になった地域を中心としたネットワーク会議を開催していくということで、今回、新たにその組織の立ち上げに伴いまして5万円の負担金をお願いするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 12ページ下段の情報システム管理費についてご説明を申し上げます。13の委託料であります。社会保障・税番号制度システム整備委託料ということで、今般のマイナンバー制度、この施行に伴います関係システムの整備委託をお願いをするものであります。具体的に申し上げますと、町内で使っております業務系のLAN、これからLGWAN回線を通じて、国等との連携を図るわけではありますが、LGWAN回線の手前にVPN装置という装置の設置が必須でありまして、今般その設置の委託をしたいものであります。19の負担金、補助金及び交付金についてであります。今般、補助金といたしましてテレビ難視聴地域解消事業補助金であります。これにつきましては倉谷地区の難視聴解消であります。当初150万5,000円予算をお願いしてございましたが、具体的な事業実施にあたりまして24万7,000円の不足が発生する見込みということでありまして、増額の補正をお願いをするものであります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 上着の、なんですか、脱衣を許可いたしますので。

只見地区センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター費について説明申し上げます。

1節の報酬ですけれども、生涯学習推進員の報酬から66万4,000円を減額し、7節の臨時雇職員の賃金に68万3,000円、こちらを振り替えをお願いするものです。併せまして8節の報償費ですが、生涯学習推進員分で10万円の減額をお願いします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 続けて、説明してください。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 13ページ、諸費、積立金でございますが、自然首都・只見応援基金積立金400万円。それから先週末、議決をいただきました子育て支援・少子化対策推進基金積立金8,123万7,000円をお願いするものでございます。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、徴税費の賦課徴収費になります。公用車の修繕料ですが、当初で5万円を計上しておりましたが、電子制御関係の修繕を執行したことから、今後の緊急分として3万円をお願いするものでございます。

続いて、次ページになりますが、戸籍住民基本台帳費になります。こちらにつきましては備品購入費で、事務用備品として87万円をお願いしております。こちらについては、マイナンバー制度に伴います本人確認書類の裏書印字システムを1台購入をお願いしております。

転入や転居の場合、窓口のほうで、カード裏面のほうに7ポイントの小さな文字で記入する必要がございます、個人番号カードや通知カードの印字用ということで1台購入をお願いするものでございます。

以上です。

○保健福祉課長（馬場一義君） 続きまして、同じく14ページ、款の3、民生費の説明をさせていただきます。目の1、社会福祉総務費であります、補助金としまして社会福祉協議会補助金256万9,000円。臨時職員1名増の対応のためでございます。それから除雪支援保険事業除雪機整備補助金150万円。1台分の増額をお願いするものであります。繰出金は1名分の出産一時金の増額補正でございます。障がい者福祉費に移りまして、在宅重度障がい者対策事業給付費。こちらは該当実績の増によりまして増額補正をお願いするものでございます。節の23、償還金、利子及び割引料であります、償還金としまして、次ページまで4項目ございますが、こちらは平成26年度の精算に伴う償還金の増額でございます。15ページの介護保険費。負担金、補助及び交付金。補助金としまして、介護老人福祉施設運営費補助金5,940万円ということで、只見ホームのサテライトでありますあさくさホームの開所準備資金のために増額補正をお願いするものであります。繰出金としまして介護認定審査会の事務費10万4,000円の増額をお願いをしております。社会福祉活動センター費は修繕料でありまして、屋根の雨漏り、それから非常口ランプの修繕を行う内容となっております。

項の2、児童福祉費、3保育所費の内容でございますが、3保育所とも超勤手当ということで、こちらは4月に始まりました子ども・子育て支援新制度に伴いまして保育時間の延長と、こういったことによりまして増額をお願いをするものになります。朝日保育所費の備品購入費につきましては、耐雪型のごみステーションの設置に係るものでございます。それから明和保育所費、保育業務従事者非常勤報酬ということで、こちらは保育の嘱託員の報酬の増額でございます。次のページ、16ページにまいりまして、共済費。先ほどの報酬等の伸びによりまして、こちらにも連動して増額となります。需用費、修繕料であります、トイレの排水管の修繕でございます。備品購入費、管理用備品21万5,000円ありますが、こちらはオイルのホームタンク。それから耐雪型の物置の購入でございます。

款の4、衛生費にまいりまして、保健衛生総務費、負担金であります、広域市町村圏組合の地域支援センター負担金の増額。こちらは支援実績に基づいて増額といったことになっ

てございます。保健事業費、消耗品費、事務用備品。こちらは生活習慣改善の補助金、県の補助金を受けまして、血圧計、それから塩分測定器、それに伴う消耗品の増額でございます。保健センター費の役務費、浄化槽清掃手数料であります。集排繋ぎこみによりまして廃止するということで、抜き取り清掃洗浄、こういった手数料になってございます。それから委託料であります。草刈り業務の委託料ということで、施設周辺の草刈り、草の集め方、そういった作業の委託を行うものでございます。

○農林振興課長（星 一君） 17ページにまいりまして、款、農林水産業費。項、農業費。6目の農地費であります。19節、負担金、補助及び交付金ということで、補助金223万9,000円。農業施設整備事業集落補助金であります。集落の要望により、緊急に実施する必要があり、年度内完了が確実な3集落、小川・梁取・布沢集落に補助するものであります。28節、繰出金であります。650万。集落排水事業特別会計繰出金であります。事業費分といたしまして施設整備事業の繰出金であります。

項、林業費。2目の林業振興費であります。負担金、補助、交付金、45万円の補正でありまして、森林整備地域活動支援交付金事業補助金であります。林業事業者等が策定する森林経営計画の作成促進や森林調査活動に対し、取り組み面積に応じ補助するものであります。

1目の水産業費であります。需用費70万5,000円。修繕料として70万5,000円補正するものでありまして、こちら、只見養魚場の孵化場の屋根の修繕にあたるもので、雪害によりまして、そちらの屋根を今回復旧をするというような内容であります。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、18ページの商工費の補正内容をご説明申し上げます。3目の観光費であります。役務費で64万8,000円お願いしてございます。広告料としてお願いしてございます。これにつきましては、テレビ番組の制作によりまして只見町のPRをお願いするものでございます。新潟テレビ21が特別番組を今計画をしております。河井継之助を主題とした特番を来春に放送するといったことから、新潟と只見でその主要な収録をします。加えて町のPRを行うといったことで今回お願いするものでございます。それから5目の観光施設費でございます。補正総額が588万2,000円になってございます。内容であります。需用費として修繕料を48万お願いしてございます。これにつきましては河井継之助記念館の冬がき材、冬囲いの部分の修繕をお願いするものでございます。それから15の工事請負費であります。233万4,000円。これにつきましては施設の維持補修工事としてお願いしてございます。内容は3件ほどございます。まず

1点目は、只見駅前の駐車線の区画、区画線の工事を行う。二つ目は駅前に設置しております看板ですが、これあの、電源流域の関係で設置しました看板が老朽化しまして、その撤去をして、それを移転するというようなことで2点目。それから3点目は、旅行村の管理棟ですが、屋根の一部が雪害にあったために修繕を行うというようなことで3点をお願いするものでございます。続きまして、繰出金につきましては、観光施設事業特別会計への繰出しとして事業費分306万8,000円をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、土木費です。まず道路維持費としまして筆耕料につきましては、本年度行います除雪事業の表彰制度に係るものでございます。委託料につきましては町道除雪委託ということで増額をお願いしております。道路新設改良費、測量設計委託につきましては一軒家対策の分でございます。町道改良につきましては急勾配について、洗掘等、顕著な部分につきましては改良を行うものでございます。次、19ページ、集会施設整備費でございます。修繕料につきましては坂田集会所の修繕。梁、畳等の修繕を行う予定でございます。建物解体につきましては、八木沢集会所、新築になりましたので、旧八木沢集会所の解体を予定をしております。公有財産購入費につきましては、亀岡集会施設の土地改良、失礼しました、土地開発基金への買い戻しでございます。集会施設用備品につきましては、現在、建築しております叶津集会所の分でございます。よろしく申し上げます。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、消防費の非常備消防総務費になります。まず委託料の54万円につきましては、長浜川除け地内の防火水槽の新設に伴います測量設計委託となります。続いて、工事請負費324万円については、デジタル簡易無線設備工事ということで、昨年度実施しました防災用無線LANネットワークの基盤を有効活用するために、無線中継装置を新たに役場、要害山、俎倉山に設置することで、役場と町内全域での通信が可能となります。それによりまして、山岳遭難時での通信に有効活用できますし、山開き等にも活用できるということで今回よろしく願いいたします。

○教育次長（増田 功君） 続いて、教育費。項の教育総務費、2事務局費でございますが、普通旅費。こちらは職員の研修、そして一般旅費でございます。続きまして、20ページ。教育総務費、奥会津学習センター費、11の修繕料でございますが、こちらのほう、冬期に備えまして緊急対応分ということで計上させていただきます。13委託料。こちらのほう、奥会津学習センターの増設のための地質調査委託料、奥会津学習センター増築工事設計業務委託料ということで2,362万4,000円お願いいたします。これによりまして20人

の収容が図れることとなります。

続きまして、中学校費、学校管理費でございますが、こちらのほうの修繕料10万円。こちら冬期の暖房機等の故障等に備えましての緊急対応分でございます。

続きまして、社会教育費、文化財保護費でございます。こちらのほうの修繕料。梁取、成法寺のトイレの男女の入り口に扉をつけるものでございます。27万3,000円でございます。

続きまして、21ページ、保健体育費、保健体育総務費、負担金でございます。こちらのほうは県スポーツ推進委員協議会の負担金となっております。続きまして、体育施設費、修繕料71万6,000円。こちらのほうは町民体育館の引き戸がありますけども、その6箇所の修繕と、スポーツトラクターのスパイラルローターの修繕費になっております。続きまして、13委託料、町下広場施設管理委託料37万2,000円。こちらのほうは野球場の側溝の土砂上げの委託料増分になっております。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 公債費でございますが、これは財源内訳の補正でございます。

予備費。今まで説明させていただきました予算編成をしたうえで、予備費2,087万8,000円を増額補正し、6,508万9,000円とするものでございます。

○総務課長（新國元久君） 22ページをご覧をいただきたいと思います。給与費明細書であります。22ページは特別職の給与費明細書。23ページは一般職の給与費明細書となっておりますのでご覧をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 15ページの介護保険費、補助金、介護老人福祉施設運営費補助金5,940万。これあの、開所費用という説明でしたが、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それではあの、15ページの介護保険費の補助金の内訳でございますけども、いくつかございまして、そのうち開所時の運転資金ということで、これにつきましては、実際にその、事業の運営を開始をしまして、その後、介護報酬等の収入が入ってくるまでに2ヶ月間のタイムラグが生じるということで、そういった部分を補うものとして3,300万円ほど見込んでおります。それから開所時の消耗品費ということで、備品

等は別途、予算があるわけですが、電算関係機器のリース。それからコピー機械のリース、介護医療関係消耗品の購入、事務用消耗品の購入。それから被服類、リネン類の購入。こういったもので1,140万円ほど計上してございます。それから開所時の事務費ということでありまして、内容的には竣工式の実施費用一式ということで220万円ほど見込んでおりまして、記念品代、広告料、印刷製本費、諸雑費等、こういった内容で、只見ホームの竣工式、こちらを参考にして算出をさせていただいております。それから開所準備人件費ということで、開所の前に新たに採用を予定されている方、大体2ヶ月程度前から臨時雇職員として雇用したうえで研修を行って開所に備えるといったような計画になっておりまして、こちらのほうが介護士16人、看護師2人、生活相談員1人、事務員1人、合計20人ほど2ヶ月ということで680万円ほど見込んでございます。それからサテライト施設の建設開所にかかる人員の1名の増加の配置。只見ホームの園長1名増員ということで、開所準備、施設の整備進めておりますので、そちらの分としまして600万円見込んでおりまして、その合計が5,940万円と、そういった内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） そうしますとあの、運営費の3,300万円ですか、これはあの、収入があれば返ってくる、収入が発生するようになれば返ってくるというお金なのか。それから、ちょっと今、聞き間違いかもしれませんが、600万という、人件費ということでしたが、2ヶ月間で600万なんですか。2ヶ月前より雇用するということだったんでまあ、そういう認識に聞こえたんですが。600万のその、2ヶ月間の、2ヶ月前よりの雇用で600万円の給料ということなのか。ちょっとそこ、もう一度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まずあの、1点目でございますけども、開所時の運転資金であります、その後、事業の開始をしまして継続をしていく中においては、その差額分というのは、事業を終わらない限り資金として生まれてこないものになりますので、その分については、そのままその補助をして運営を継続していただくと、そういう形になります。

それから、園長人件費分として1名増員配置分でありますけども、12ヶ月分という計算をしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

小沼君。

○6番（小沼信孝君） この只見ホームの運営というのは南会津会に委託されていると思うんですが、基本的に今の只見ホームが開所する時も、こういったような運営補助的なものが出されていたのか。今回、特別に出されたのか。そこを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今回の運営費の補助の考え方でございますけども、只見ホーム、特別養護老人ホームということでありまして、今整備を進めておりますのが地域密着型特別養護老人ホームというような内訳になっておりまして、只見ホームのサテライトの施設、関連のある、運営に関して関連を持って運営をしていく、そういう施設になっております。その地域密着型という部分なんですけども、基本的にあの、只見町民しか入所できない、只見町の高齢者のための施設といったことがございまして、例えば只見ホームですと、他町村の高齢者の方が入所されるというようなこともありまして、各町村で負担をするといったようなケースが以前ございましたけども、今回に限っては地域密着型ということで只見町民が利用する施設ということで、只見町が補助をして財政支援を行うと、そういったようなことで南会津会のほうと調整がついたものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 株式売却についてお伺いいたします。どういう理由があって、この株式を売却しなければならなかったか。財政的に余裕がなくて売却せざるを得なかったのか。何故、15万株なのか。そこら辺の理由を説明お願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） お答えいたします。

先週末の基金条例の審議の中でも説明申し上げましたが、これは町としては貴重な指定金融機関に係る株でありますので、先週末では虎の子というような表現を使いましたが、貴重なものであるという認識はしております。そのうえで、今回、子ども・子育て並びに少子化対策が町にとって喫緊の課題であるということで、その条例設置並びに基金条例の設置を行うにあたって、絵に描いた餅にならないようにという、いろいろなお話もありますけども、きちんとした財源の裏打ちをもって、基金条例を提案したものでございます。そして、タイミングといたしましては6月末だったか、7月1日だったか、その頃ですが、ちょうどあの、ギリシャ危機が叫ばれておりました。そのタイミングの中で、町の大切な株式を棄損しない

ように、ただ市場に任せるわけではなくて、指値でお願いして、その指値の額に至りましたので、そのタイミングで売却をさせていただいて、その少子化対策並びに子ども・子育てのために有効に活用したいというふうに考えております。残額の5万株余りにつきましては、2番議員にもその際、お答えいたしました。これ以上売却する考えは町としては現在持っておりません。これが当初、スタートの昭和48年段階の当初株の取得数とほぼ匹敵いたしますので、今後はこれ以上売却する考え方は持っておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ページで言いますと12ページのふるさと納税返礼品業務委託料なんです。今あの、全国的にふるさと納税、アイデア次第ですごい町の収入になると、新聞とかで読んでおります。先の説明で既に昨年の寄附を上回ったと説明ございました。今回の委託料は、例えばカタログだけの委託なのか。それとも中身を見直したような委託なのか。もうちょっと詳しい、ちょっと、説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 先ほど説明が不足して申し訳ありませんでした。今、ふるさと納税の返礼品として使わせていただいているのは、自然首都・只見ということで、既にご存知の内容になっておりますけども、今般新たに只見のお米、米を加えたいということで、現在、具体的な実務につきましては農林振興課が担当しておりますが、お米を返礼品に、品に加えたいということで現在、準備してます。それにつきまして、考え方としましては300件ほどを見込んでおります。お米の品そのものが3,000円程度。それに1,000円の送料として4,000円として試算し、4,000円かける300件で120万。残りの、147万ですから、残りの27万につきましては、その9パーセントを手数料としてお支払するというルールになってますので、27万円ということで、合わせて147万円の委託料をお願いしてます。先ほど説明足りなかったのは、今までの品だけで147万出てくるのかというふうに受け取られても、私の説明不足していたので、やむをないと思いますが、今度新たにお米を加えるんで、その分も入っていますというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ふるさと納税についてですね、思いますことは、これはあの、町が過疎とか、人口減少とか、そういったことは全く関係なくて、アイデアだけで、すごいこれ

は、アイデア次第で、都会に関係なく納税してもらえます。ですから、これはあの、非常に今その、チャンスではないんですけども、非常にその知恵を絞る時かなと。全国で一生懸命やっていますけども、先般の新聞では、綾町なんかすごい寄附金が集まっているような報道もございましたので、是非あの、知恵を絞って取り組んでいただきたいなど、そういうふうにあります。以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） ふるさと納税、今年の2月14日雪まつりからスタートしまして、実績と流れは今、課長が説明したとおりです。全国の各自治体のふるさと納税の取り組みについては、相当のあの、金額の、ふるさと納税実績の記事が目になります。そういった中で、只見町も只見らしきを守りながら、本当にあの、私達も、地域活性化、そういったふるさと納税の趣旨に沿って入ってくるお金を私達の地域づくりに活かしていきたいし、且つ又、それを通して、只見の製品の大きな魅力をですね、発信できる機会だというふうに思っております。今は金額的には、他町村の先駆的な事例の金額には当然、及びもしないわけですが、ひとつひとつですね、このチャンスというか、この取り組みは、非常に只見の製品に対する将来性と、これからの全国にアピールできる良い機会だというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえながら、持続的に喜んでもらえる方法と、また我々、地域にとっても活用できるというような、バランスの良い形の中で十分その趣旨を踏まえて、ふるさと納税の取り組みを浸透させていきたいなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 16ページに、保健センターのこの草刈り業務委託料っていうの、たまたまここに載っているんですけども、先週から審議の中で草刈り業務とか、トイレの掃除の委託料出てくるんですけど、これはあれですか、役場全体で統一性があるって、平米いくらで出されているのか。教育委員会とか、観光課とか、様々なところから、これ、あちこちに委託出されているんですけども、なんか、高いところは非常に高いような感じもしますし、安い金額のところは安いような感じもしますし、これはあの、課によって違うものなのか。全町、全部一緒なのか。その辺ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） これはあの、賃金単価を基礎にしておりまして、今回、9、

000円で町のほうではやっています。それと、時間数、諸経費をみて、積算しております。基本はそのような賃金単価を基本として委託をするときに考えておりますが、どのぐらいの面積とか、そこまでは具体的に、何平米だから云々かんぬんというところまでは、全てが全てなっているわけではございません。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 時間で決められているということは、長時間かかったということになると高くなる可能性も出てくるんじゃないかなと思うんですけども、普通、草刈り等の場合は面積でやられるのが普通なのかなというふうに私思っていましたんで、その辺どうなんでしょうか。結局あの、一般の会社に出される時は結構、単価、良いよの感じに見受けられますし、部落ないし老人会等に出される時は非常に安い単価になっているような感じもしてみてるんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 従前ですと、業者委託で草刈りっていうのは、あんまり多くはなくて、町が直接雇用して、賃金形態で、いわゆる何人役ということでやってきました。勿論、それはあの、場所を見て、概ね、このぐらい、何人役かかるなということでやってきました。ですがあの、最近になって特に業者さんへ委託するということが出てきました。当然、その中には何平米でどうだということになりますから、そこら辺が時によっては賃金対応的なやり方したり、時によってはそういう業者さんに委託したりという、その辺のバランスといますか、そこら辺の見積もりの仕方のことを3番議員おっしゃっていただいているというふうに受け止めてますので、尚その辺は、いずれかになって、極端な差が出ているということの、言われることのないように、尚、内容を精査して、もう一度、庁舎内で統一を図っていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今の草刈りの委託料ですが、これはあの、労働基準法に違反してませんか。個人委託は禁止されているというふうに理解をしておるんですが、法人株があるものですか。委託先は、そうでなければ町が直接雇用をします。そうでないと労働者の権利守れないんじゃないですか。3回しかありませんので…

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 草刈り業務の委託でございますけども、まだ予算通っており

ませんので確定しておりませんが、個人委託ではございません。法人何社かに見積もりを出していただきまして、法人への委託と、そういうことで予定をしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そうすると、財政担当課長の、労働基準法上の決めとしてお話になった9,000円かける時間数というのは、これは誠に個人委託する際の計算方式です。今、保健福祉課長がおっしゃったのは、法人格のあるものが労働基準法に沿ってやるというやり方ですが、これ、整合性がとれませんが、どっちなんですかね。勿論あの、法律がありますので、個人委託はできないと思うんですが、草刈り8,000円で個人委託というのはどっちなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） さきほど3番議員にもお答えいたしました。今回のものにつきましては保健福祉課長の説明のとおりでございます。ただあの、昔に遡って、町が直接雇用をしている時代もあったということの一部申し上げたつもりでございまして、今般にあたっては保健福祉課長の答弁のとおりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 町の、住民の方なり、相手側、労働契約する際の、考え方として念を押しておきたいということではありますが、委託をして、委託料の中で賃金を、その成果品を貰うということは、委託契約をするという団体契約が必要であります。それから町が直接個人と契約をする場合は、個人と労働契約をする必要があります。そうした場合、問題になるのは、必ずその道具ですとか、それからその際に怪我をするとか、委託契約をするのであれば、委託をした法人格を持った会社が諸々のリスクを負う。しかし、直接雇用したものについては、雇用者責任において雇用者が責任を負うと。これがあの、労働基準法の趣旨でありまして、そういう意味で曖昧な運用のされ方をすると困りますので、今後については、保健福祉課長がおっしゃったような委託の方法で、おっしゃったようなでなくて、おっしゃった委託の方法でやっていただくと。そうでなければ、そういったもの、予算については賃金で直接雇用していただく。そうでないと、もし仮に被害にあわれた住民あるいは法人なりについては、誠に迷惑を被りますし、町としてもその法律違反において起こった結果について、何かと責任問題が発生すると考えますので、その辺を厳密に考え、そして予算執行していただきたいとお願いするものであります。言ってる意味がおわかりでしょうか。それから、

そうしていただきたいと思う。この2点です。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 7番議員がおっしゃっている意味わかります。今までもそのように務めてきたわけですが、ちょっと遡って、昔の話も一部してしまいましたが、そのように引き続き務めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 先ほど、中野議員が質問されたふるさと納税の関連と申しますか、ですが、私、ふるさと納税の質問をさせていただいたり、これはやはり、この只見町の地域には、やはり、おおいに導入すべきだといったような提案を何回もさせてもらって、実現していただきました。今回、お米にまで、なんて申しますか、広げられてやられるということなんです、どのくらい募集が、と申しますか、応募ですか、募集された中で、どのくらいの募集があるのかなど。その点伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 募集農家数と申しますか、応募があった農家数は6農家であります。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 6農家ということで、私が想定していたのよりは、はるかに少ないなということで、もっと、多くの農家に参画されるようなシステムが構築できないかなというふうに私は思っております。先ほど町長がお話になったように、産品の魅力を活かすとか、全国にアピールするとか、活用を考えるということの延長線上であれば、やはりあの、只見は、なんだかんだ言いましても、農業が基幹であり、米がより高く売れるということが私はやはり、耕作放棄地がどんどん増えるといったようなものを防いだり、あるいはふるさと納税で地域の米が供米よりも高く買ってもらえるといったような、明るい話題を町内に出せるといったようなことで期待しておったんですが、農林課長あの、もっともっこう、なんて申しますか、募集のハードルを低くして、もっと多くの農家の方が参画されるようなことは、考えられることはできないのでしょうか。私言っている意味は、課長おわかりですか。私はできるだけ多くの方々が、やはりこういったものに参加して、そして、只見の米がおおいにこう、日本列島、いろんなところにこう、波及していくようなことを期待しておったんです

が、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 議員おっしゃること、よくわかります。今回につきましては、まず消費者目線と申しますか、良い品を出すというようなことを第一に考えまして、今回、いろいろな要件を設けさせていただいております。6農家、限度数量ということで20袋ということでお願いを、募集をさせていただきました。当然あの、この取り組みはですね、需要と供給というバランスもございますので、今回、初めての取り組みということで実施をさせていただいた関係もございます。おそらく、250ぐらいの、今回、募集になるのかなというふうに考えておりますが、今後ですね、状況等を踏まえまして、様々なことを検討して実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 是非あの、いろんなことを検討していただきたいなというふうに思います。私あの、ふるさと納税については、いろんな、新聞とか、そんなの拝見しておりますが、大体こう、パターンとして三つあるのかなというふうに思います。一つは、今、只見町が取り組んでおられるような仕組み。二つ目は、やはり、米をですね、例えば湯川村のように、3万円寄付したら60キロでしたっけ、60キロ送るといったような仕組み。これはですね、あの、考えてみてもわかるんですが、3万円で60キロ送って、ここに9パーセント出てますが、手数料かかったり、宅急便代かかったりすれば、町の収入はない、ほとんどないでないかなというふうに私は思います。ということは、どういうことかといいますと、やはりその、3万円で60キロということで、それをできるだけ農家から高く、その分については買うということで、これはあの、この点については私は純然たる農業政策だなというふうに思います。私はあの、こういうことも、課長は是非あの、視野に入れて考えていただきたい。町の儲けにならなくてもいい。町には入らなくてもいいと。早くいえば、来たもの受けるは受けるけども、それで農家にそれなりのお金を出して、そして地域がいろんな意味で潤うといったようなことを考えているのが、やはりあの、湯川方式といいますか、湯川村のようなものの考え方だと思います。町長は以前、そうしたことは、どうもということをおっしゃいました。私も、たしかにいかがなものかなというふうに思いますが、ただ、この制度には、やはり、今、政府の官房長官の方がこの制度を発案され、強力に後押ししているということが、私はやはりこの制度は使わない手はないなど。中野議員もおっしゃいまし

たが、私も使わない手はないなというふうに思っております。でまあ、三つ目の方法なんです、やはりこうした形で基金にその、寄附されたお金が、やはり目に見えた形で、はっきりこれに使うという形で募集されている町村もございます。例えばですね、今回、東邦銀行の株を売却されましたが、やはり只見の子育てが絶対必要だといったようなことで、要は少子化対策の中で子育てをするお金にそれを全部振り向けると。あるいは、これも出資が今回、提案していただきましたが、会津電力に100万円の出資をされるということなんです、例えば、町営発電所をつくるのに、ふるさと納税でお金をなんとかカンパしていただきたいと、只見の電力、要は電源開発でなくて、只見で電力をつくるんだといったような考え方を、やはりあの、全国に私は発信すれば、やはり只見町出身者、おそらく、今、町民になっている方よりもはるかに何倍もいらっしゃると思います。そうした方々は、いわゆる地域のためにとといったような形で、やはり、応募する時に目に見えてわかるような応募になるんじゃないかなというふうに私は考えております。そうした考えなんです、どなたか、感想というか、コメントをいただければ幸いですというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これは町長のほうからお願いします。

町長。

○町長（目黒吉久君） 縷々、ふるさと納税に関するご意見、提案も含めてですが、いろいろおっしゃっていただきました。当然ですね、議員のおっしゃるような趣旨も、十分、我々、理解はしておりますし、そういった方向性の中で考えていくわけですが、当初あの、今、パターンをそれぞれ、今おっしゃっていただきました。私もあの、湯川方式、当初、最初の記事を見た時には、ああ、すごいものだなというふうに驚いた経過もございます。地域振興というそのふるさと納税を、納税をされる方々の、その想いを十分我々が受け取った、自治体側が、我々が、どうその使っていくかというその用途をきちんと明確にしていくということも、これも本当にあの、大切だろうと、いや、大切だということだろうと思います。そういった願いを込めて、納税される方はそれを期待してされるわけですから。今般、米もスタートしましたが、やはり一定の規格というものを通しながら、これから取り組んでいながら、その実態を踏まえて、そしてやはりその規格というものも、それに応えられる農家が育ってくれるということも私は大事だろうというふうに思っております。先ほど門戸を広げるということですが、広げる体制と同時に、その、ある一定の規格に当てはまるような生

産者の努力ということ参加していくその努力というものも併せて我々は農家と一緒に
取り組んでいくことが、お米の分野に関しては大事なというふうに思っております。いろ
いろとあの、ふるさと納税も、この表面上に出てくる数字を見た場合に、やはりそれぞれが
地域振興にどう繋げていくかということ課題にされているだろうというふうに思います。
湯川の場合は、やはり平場の中で、会津の中でも珍しい、山のない、まさしく水田がその農
業というか、産業の基盤になっている地域でありますから、米に特化したふるさと納税に力
を入れられるということも理解できますし、且つその中で、どれだけ且つまたそれが、生産
農家に還元できて、農業振興に繋がっていくかというのがたぶん、湯川村の課題であろうか
というふうに理解をしております。いろいろとあの、提案をしていただいたようなことを踏
まえながら、一方では自分達が提供していく製品の企画のグレードのアップも踏まえて、そ
してまた一方ではそれが拡大することによって、さらに只見という地域、自然首都・只見と
いう地域。そこで生産されるもの。そして生産される方々の努力や、その思いというものが、
全国に十分PRできるような、今後の取り組みにそれぞれの意見を踏まえながら取り組んで
まいりたいというふうに思いますので、この経過を見ながらまた議員の皆様方からも有効な
ご意見をいただければなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかにございませんか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） まずですね、12ページの第三セクター経営検討委員の補正額があっ
ておりますが、これに関連いたしまして、現在におけます、検討の経過、お話できる範囲で
結構でございますから、現経過をお尋ねをいたします。これが一つであります。

13ページの只見振興センター費、生涯学習推進員の報酬の減額であります。振興センタ
ーの発足の一番の目的には生涯学習ということが、たぶん、あげておられたというふうに思
いますが、何故、減額されたのかという理由をお尋ねをいたします。

3点目。19ページ、消防費。無線LANの活用の関係の補正額。これについては、多様
な活用が始まったということで、非常に良かったなというふうに思っておりますが、もう少
し、内容わかるように教えていただきたいと。

以上、3点、お尋ねをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） まず、12ページの第三セクター経営検討委員会委員の審議

の現在の状況はどうなっているかということでございます。これにつきましては26年度中に1回開催したと。そして、引き続き、27年度、実はあの、昨日、一昨日もその会議ございましたが、構成員は公認会計士と中小企業診断士からなる4名の構成でございます。そしてこれ、第三セクターですから、当然、町にあります季の郷湯ら里と会津ただみ振興公社とこの念頭に置いて審議をしております。現在その貸借対照表並びに損益計算書、それから経営方針、過去に遡っての沿革といいますか、取り組み状況等含めて、今、その辺の全てのを洗い出して、今検討をいただいておりますと。今その、まだ、最中ですよというところまでしか今日のところはお答えできないという状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター費の件です。1節の報酬ですけども、4月から非常勤職員、生涯学習推進員不在です。これまで3回ほど募集しておりますが、応募がない状況です。代わって、夏休み近辺になりますと、どんどんあの、事業が入ってきて、忙しくなってくるものですから、6月から現在の臨時職員の予算を使用しまして、1名、まるっきり一日ずつではないんですが、依頼して、事業を実施しているところです。報奨金についても、生涯学習の推進員が不在ということと、今後、6月と12月のこの報奨金分なんですけども、支出の見込みがないと思われましたので減額させていただきました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 3点目のデジタル簡易無線設備工事関係でございますが、先ほども申し上げましたとおり、無線中継装置を、役場、要害山、俎倉山の3施設に設置しまして、それぞれチャンネルを別に設定します。そうすることで、例えば役場エリアをAチャンネルとしますと、役場とそのエリア内では通信可能というふうになります。台数につきましては、小型の無線機を20台考えておまして、それを活用して、それぞれのエリア内の通信ということで、災害や遭難等につきましてはの搜索活動や、先ほど申し上げました、春に主に行います山開き等の役員の通信用に活用できるものと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 18ページですね、観光施設費というところで、先ほど説明の中

で、旅行村のことが出ておりましたので、ちょっと関連でお話をしたいと思いますが、青少年旅行村は結構年数も経っているかと思うんですが、電化製品とか、そういう耐用年数がちょっとあの、超えてるようなものがありまして、仕事に支障をきたすようなことがあったらいいんですけども、結構、年数も経ってますので、計画的に整備をしなければいけないのかなと思いますが、そこら辺の状況と今後の方針というかな、そういうことをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 観光施設費に関して、旅行村のご質問でございますが、今回お願いしている施設維持補修につきましては、旅行村の管理棟の屋根の一部修繕でございます。山岸議員ご質問の内容は、耐用年数を過ぎた備品、電化製品があつて、それが不具合とか発生してないかというご質問。これからどうするかということかというふうに思いますが、実際にあの、今年度は、民家の、宿泊できる民家2棟ございます。そのうち1棟は屋根の改修をしていますが、もう1棟については稼働中で、それにつきましても、旅行村に移築してから20年程度経ってございます。そこであの、ボイラーが故障したということが発生してございます。これもあの、経年劣化によるものでございまして、こういったものは各所に発生することも想定はされますので、状況を、指定管理者が中心になるかというふうに思いますが、状況を把握して、お客様に不都合・不便のないように、早めのというか、点検をして、対応をして、利便性の向上というか、お客様の誘客にも図っていきたいというふうにも考えておりますし、適切な管理に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 22ページの給与明細等について、町長とトップ課長にお伺いいたします。まずあの、ここの職員数でございますが、この長というのは、町長と教育長と議長の3名なんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ここに議長は入ってございません。町長と教育長であろうかと思っております。あと副町長。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） そうすると、3名は、町長と副町長と教育長。副町長おりますから。

その分、金、ここさ入ってるのかと。3名分というのは。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。この3名という数字についての説明をお願いします。

○総務課長（新國元久君） 22ページの下段のほうに、1としまして、長等とは町長、副町長及び教育長をいい、その他の特別職とは町等及び議員以外の特別職ということであります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（鈴木 征君） 副町長が入って、給与、期末手当、それから寒冷地、その他共済費を含めてですね、3,800、約10万という金額だと。副町長おらない中でこの3,800万の中に副町長が入っているのかどうかわかりませんが、私の申し上げたいことを申し上げます。副町長おらないことによって、一年に、副町長いれば一年に1,200万ぐらいだと思うんですよ。1,200万。そうすると、4年で4,800万になります。私の言いたいのは、今日までその4,800万、仮に浮きたと。その金よりもね、行政業務に対して、ついて、停滞はなかったのかなと。私申し上げたいのは、いくら役場職員が優秀であっても職員なんです。副町長というのは職員と町長の仲番なんです。私はあの、この副町長おらない中で、3・11、7・29の大変な業務がありました。私はこの副町長おらない中で起きたことがいくつもあると思います。災害関係で裁判なんていうものは、副町長がおればなかったと思います。私の考えですが。私はね、本当に、議会と、執行者は目黒吉久町長だ。議会と、一般町民に、様々のトラブルというよりも議論があります。批判もあります。これは副町長おらないからなんです。教育長は立派な教育長だが、教育長というのは部局が違いますから、立派な教育長の下で教育行政を行うだけけれども、私は一般質問で申し上げましたけれども、町長、議員、職員は、町民ひとえに幸せのために、落ち度のないようにやるんですよ。収入役は前は置くことができるが、今廃止して出納長にしておるけれども、助役も、副町長も置くことができると思うんですよ。置かなくてもいいんですよ。私は町長の日夜の努力を見ておりますけれども、たくさん、議会に対しても、一般町民に対しても、事が議会の中でいろいろ質疑、質問されて、ここは議論の場だが議論されておりますけれども、非常にやっぱり、副町長がいないことでこういったことがなるんですよ。私の言いたいのは、一日も早く副町長をつくってほしいと。この給与明細に、私は3人分入っていると思うんですよ。町長と副町長と教育長の3名分。これは3月の、あるいは出納閉鎖5月ですけども、それまでに1,200万を落とすという方程式なのかなというふうを受け止めたけれども、是非とも、町長この、予算、空予算だよ。これな。副町長いないのに、含めて、

この3, 800万取っておるといふ。町長が出張している間、トップ課長は留守番、課長連中は全部留守番なんだけど、職員の出張等におけるの決裁はトップ課長がやるんでしょ。給与の高い人が。しかし、県・国から早急の文書による報告があるとなれば、町長帰ってこないうちは報告できないんですよ。様々の有利な、農水関係から、仮に補助、これやってみねえかと。湯ら里なんかそうなんですよ。あの平成7年に造った。だから、今日で最後だじゅう日に、9月5日の本祭りの日に議会を招集して決めたんですよ。そういう一例もあるんですが、私は副町長置かないことによって行政の停滞は免れないというふうに思います。議会、町民の不信感もあります。私自身もそう思ってます。一日も早く副町長つくるべきであって、トップ課長に聞きたいのは、今までいくつか例があると思うんですよ。町長いなくて回答できないと。それでは留守番にならないんですよ。やっぱり特別職で、議会の同意を得た特別職でない限りは、町長の代わりになるのは副町長で、業務の停滞はそういうところからくる。一日遅れるともう、桧枝岐が取るのか、下郷が取るのかわかりませんが、そういう事例もあるんです。この給与は、まさに、3人ということで、副町長できるか・できねえかは別として、3月になったら予算1, 200万ばっさと削減されることを予想されます。今までこの議会の中で、私も長年の経験の中で、このような議会であっていいのかというの、議論の場ですから議論はいいんですよ。議会終わると、町長、八方ふさがりだとか、様々、町当局の批判をします。職員だって議員の批判はあると思うんですよ。お互い批判し合ったって、町民の幸せな行政、議会運営ができるのかなと、あっていいのかなというふうに常々思っておりましたので、今日は9月の補正でこの73億9, 705万1, 000円の予算なんかは本当に莫大な予算ですよ。ここ2・3年は。その予算審議するにはやはり議会も特別委員会をつくって集中審議をする。その案は一昨年の4月に申しあげましたけれども。町長、一日も早く、予算執行の面において、あなたは政策、よそには副町長二人置くところもあるんですよ。業務副町長と内務助役。副町長と。私も言いたくもない、皆さんも聞きたくもないし、耳も痛いこともあんだらうけども、こうしたことは長続きしませんよ。絶対に。早く行政のあるべき姿にして、そうしてしっかりと町長を補佐するには、今、副町長おりませんけれども、政策課長、総務課長中心としてやってもらいたいなというふうに思います。今回は決算の中でも様々のクレームといいますか、申し上げたいことは出てくると思うんです。普通は決算の時は、会計監査の、一般質問ではありませんから申し上げますけども、監査報告によって、普通は監査を上回るような指摘はできないんですよ。監査は専門に、

議会代表と、代表監査と、して監査報告するんですよ。それが、議会からたくさんの指摘事項が出ます。おそらく今年出ると思うんですよ。そういったことがないようにするには、やはり執行者、提案者がしっかりと中身を精査して、執行したうえでの提案であるならば議会もそれなりにその場その場で議論をして予算を通す、執行するということになるかと思えます。私の言いたいのは早く副町長をつくってほしい、つくるべきだと。にしゃだれ、反対しているからって、町民は言いますが、町長提案されるあなについては、町の事情、議会もちゃんと承知しておりますので、来るべき時、やはり提案してみる必要があんではなかろうかなというふうに思います。私はこの3, 808万9, 000円は必ず3月で、補正で減額されるということになるかなと。こうして副町長分もずっと予算あげてきているんですよ。当初から。まあ、聞きたくなかった話でしょうけれども、私は3月になくとも、今落としたり、この9月に落としたりいいんじゃないですか。9月までできるものと思ってこれあげたんだと思う。町当局は。町長、副町長つくいやっかい。副町長つくってけやれ。予算は確保しておきましたよという、それ町長は認めて、そして予算書を提出した。是非とも、こうした大きな不用額の出るような予算提出は好ましくない。しかも職員だ。前は、私は職員、何年かお世話になりましたけれども、総務課のほうでの予算の浮きようには、共済あるいは掛け金、様々のそういうあなの、幽霊のようなあなをあれして、予算を確保して最後に落としたもんだ。流用というものがあつたら。それは余談だけれども、ひとつ、1, 200万の金を3月には落ちると。落ちるんだらうけれども、それわかってんならば、9月の補正できちんと出して、そしてこの説明を、今日、総務課長、給与、22ページ、されたでしょう。その中で、特別職3名。3名はこれこれだということで説明をされていかがだったのかなというふうに思うんです。町長は副町長いなくても、これが精一杯ということはあるけれども、私は町民も議会も、私は良い例だと思うんですよ。この町民納税者から町長に訴えをあれするなんていうことは。これは、やはり、災害の時に、完璧な、万遍なく予算はあつたんだ。金は。配分の問題もあつたでしょう。非常に、妥協ができなくて裁判になったわけだから。それはやっぱり、副町長を中心として、私はな、もう一つ言いたいのは、議長、制止しないで聞いてもらいてえ。この役場庁舎の、平成24年の時に、副町長が、久保さんか、本当にご苦労かけましたよ。これを決めなければ副町長は生の身で帰れねえという議会からの圧力もあつた。これは事実だ。私は委員長だが、その時、その言葉に返すわけではねえが、謝れと、その言葉は許せねえと、文書さ残すわけにはいかないということでありましたが、その中で

あの町長、久保さんは、役場庁舎の、私、一般質問で申し上げましたけども、あの計画、今後の、平成25年まで執行、役場建てて、26年にはもう新しい庁舎さ入られるところまでつくっていただいた久保さんなんですよ。副町長。その副町長つくられたんだが今もできねえで、ぎつつんばったんしている。まあ、止めますが、この予算の出し方は、私は納得がいかないということを申し上げて、再質問はしませんから。一般質問だ。町長、どうぞ。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 予算審議ということでの意見でございましたが、減額云々等々は抜きにしまして、今、議員がおっしゃりたいことは、それ以外のところでの人事体制のことを、副町長含めて人事体制のことを一番おっしゃりたいということでおっしゃられたのかなというふうに理解しておりますので、その点に関しては町長として、今般これまで、副町長不在の期間がだいぶ長引いている、長引かせてしまったということの責任は私にあるというふうに思っております。まあしかし、そうは言いましても、こういう予算の取り方、また置き方というのは、いつかも、もう何年前になりますか、副町長置かないこと自体が地方自治法云々等々というような話もありました。私自体、副町長を置かないという方針でこうしてなっているわけじゃありません。やはり私自身も副町長は必要だということと、必要な組織体制をきちんとすることが町民の付託に応えた行政を進捗させていくのに大事だということは今議員がおっしゃっていただきましたけれども、それは私もそのとおりだと思っております。そういうふうになっておらないこと自体が、今はよろしくないわけでありまして、そのこと自体を誰が良いとか、悪いとかなんては、私は言うようがありません。私自身がそこをどうけじめをつけて、どう取り組んでいくかということにかかっているというふうに思っておりますので、何よりも大事なことは、議員のおっしゃったとおり町民の付託に応えた行政進展を図っていくためにやるべきことはなんなのかという視点から改めて町長としても、今おっしゃっていただいたことを踏まえてですね、人事体制の構築には努めてまいりたいと、そしてまた努めていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第76号 平成27年度只見町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第77号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第2、議案第77号 平成27年度只見町国民健康保険
事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第77号 平成27年度只見町国民健康保険事
業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万2,000
円を追加をし、歳入歳出それぞれの総額を5億7,003万8,000円とする内容でご
ざいます。

内訳につきましては、5ページをお開きいただきたいと思います。歳入の事項別明細であ
りますが、まず国庫支出金、特定健診健康診査等の負担金ということでありまして、こちら
1万6,000円は実績に伴います増額であります。同じく国庫支出金の財政調整交付金、
特別調整交付金108万円。こちらは診療所特会のほうに繰出しを行う分の増額になってご
ざいます。県支出金、特定健康診査等の負担金。こちらは先ほどの国庫支出金と同様であり
ます。繰入金、一般会計の繰入金としまして、一般会計繰出金で補正をいただきました出産

育児一時金の繰入を行うものです。それから基金。国保事業会計基金から500万円の繰入を行いまして歳出予算を組むと、そういった内容でございます。

次のページ、6ページにまいりまして、保険給付費の出産育児一時金。負担金42万円。こちら1名分の増額でございます。それから保健事業費の特定健康診査の事業費につきましては財源内訳の補正になってございます。11諸支出金、償還金。償還金としましてご覧の三つの返還金がございますが、こちらは前年度、平成26年度の実績精算に伴う償還金の増額といった内容でございます。次のページ、7ページにまいりまして、直診勘定繰出金。歳入で入ってきた特別調整繰入金。こちらを国民健康保険施設特別会計へ繰出しを行うと、そういった内容でございます。最後に予備費516万1,000円を減額をして歳入歳出予算の組み立てを行ってございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第77号 平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第78号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第78号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第78号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,151万円とする内容でございます。

歳入歳出の内訳でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。歳入でありますが繰入金。先ほどの議案第77号にございましたが、国民健康保険事業特別会計から特別調整交付金の繰入108万円を行うものでございます。これにつきましては、当初で取っておりました備品関係、処置室のモニター、それから撮影装置。こういったものにその調整交付金の交付が受けられることになりまして、その分の交付金を受け入れるものでございます。

次のページ、6ページにまいりまして、診療所費の一般管理費。職員手当、超勤手当であります。4月の人事異動によりまして、兼務辞令であります。その超勤対象の職員が配属になったということで今回補正をお願いするものでございます。それから旅費、一般旅費2万円。こちらは医師関係。医師の方との随行。それから中央病院との看護師の連携等によりまして増額をお願いするものになります。備品購入費、一般管理用備品63万6,000円でございますが、監視用のカメラ4台。それからその記録を行うレコーダー。こちらが故障しまして更新を行いたいということで、開所以来10年間使用したものでございます。それから次の負担金。県有床診療所連絡協議会負担金。会費の改訂がございまして当初1万のところ2万円ということで1万円の増額でございます。研究研修費、各種研修負担金でありますけれども、研修機会が増えていくと。特に看護師の医療安全研修。こういったものが増えて負担金の増額をお願いするものでございます。それから医師住宅費。インターネット通信料であります。中央病院から派遣をいただいている看護師の住宅でございますけれども、ネット環境がないということで研修等でそういった環境が必要だということがございましたので、今回、増額をお願いするものであります。続きまして、項の2、医業費の医科管理費、

修繕料であります。電子カルテのサーバーのハードディスクの交換を行うものでございます。その下、目の2・3につきましては財源の内訳の補正でございます。次のページ、7ページにまいりまして予備費7万9,000円を増額をして予算の調整を行っております。

それから8ページにまいりまして、先ほどの超勤手当の部分、増額となった給与費明細書となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、大塚純一郎君。

○9番(大塚純一郎君) 6ページ、医師住宅費でインターネット通信料12万1,000円かな。看護師の宿舎で中央病院からの派遣の看護師の分の、インターネット通信料ということはどういう部分で発生している経費ですか。もう一度説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長(馬場一義君) 今の住宅につきましては、インターネットにつながる環境がない住宅になっておりまして、中央病院から離れているということもございまして、派遣の期間、様々な研修機会を失うというようなケースがあるというような現状がございまして、そういったものを、時間外、自宅に帰ってから、研修、そういった報告を行わなければならないと、そういったこともございまして、今回、そういった環境の整備を図りたいと考えているものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番(大塚純一郎君) 環境整備するのに、その住宅にそのインターネットの環境がないというものを整えてあげるのは当然必要だと思います。通信料となっているのは、その辺がちょっとわからなかったんで、もう一度。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長(馬場一義君) インターネット通信料でございまして、そういったその業務に関わる使用ということもございまして、一般的な住宅環境として特殊な、インターネット環境というものが特殊な環境とは言い難い時代背景もございまして、特にその業務に必要なものを行うと、そういったところは一般的な部分として整備をしておきたいと、そういったものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

もう少し…

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 勘違いしておったかもしれない。これあの、役務費ですから、やっぱり電話料だと思うんですが、インターネットを通信できる環境になかったということは二つあるわけで、一つはインターネットの回線自体がなくてハードを整備するという、そういった経費。それからもう一つは、そのインターネットを使えば、当然、料金が発生するわけで、電話料の一部としてのインターネット通信料。こういう二通りになるわけですが、最初のほうに言った部分は、まあ回線を引いて、そこにモデムをつくって、そこからインターネットが受発信できるようにすると。これは、通信料、役務費ではなくて施設の整備ということだと思うんですね。後段のインターネットを利用して、まあ仕事にも使うだろうし、買い物もされるでしょうが、そういう電話料に属するものは、やはり役務費のインターネットの通信料。これ、俗に電話料と言われるんだと思いますが、これはその、先にハード整備なのか。いわゆる役務費なのか。これに書いてあるから役務費なんだろうが、役務費であるとするれば、個人、我々も含めて、皆さん方も含めて、当然その議会の勉強をします。あるいは自分の持ち分の勉強をします。そしてまあ、電化製品を買ったり、いろいろまあ、生活に、必需品であります、今、ネットは。その料金を官費でもつのかという問いかけだったのかなと、そういうふうに思います。ですから、これはあの、はっきりさせていただきたいのは、いわゆるインターネットを使える環境をハード的に整備をするのか。整備は既にしてあって、その後、使用料、電話料としてかかる部分をここで、官費で出して差し上げるのか。これをはっきりさせていただきたいというのが8番さんの言い方だったと思うし、私もそうだと思いますが、どっちなのでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） こちらにつきましてはその、ハード的なものではございません。通信運搬費ということで科目計上になっておりますので、プロバイダーと契約をする費用とといったようなことになってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） このインターネット通信料12万1,000円は、プロバイダーとの契約料という説明でしたが、そういう理解でいいですか。そうではなくて、電話料をここで支払うという意味ではないんですか。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長(馬場一義君) 先ほど申し上げましたとおりであります。

○議長（齋藤邦夫君） どっちなんですか。明解に。

○保健福祉課長(馬場一義君) プロバイダー契約料ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、石橋明日香君。

○10番(石橋明日香君) ここで皆さんあの、疑問に思われているのは、要は自宅で使う限りは、当然まあ、仕事、業務関係の勉強や調査やいろいろなものに使うっていうのを前提とされているとはいえ、私的に使うことも当然想定されるわけなので、どんな仕事をされてる人だって、自宅にインターネットを引いている限りは、私的なものもそうだし、仕事の調べものにも使うこともあるし、両方並走しているのが当然なわけですし、結局、その経費っていうのは、光熱費を公費で負担しているのと同じ、光熱通信費の一部を公費負担しているようなのと同じと解されているところから、皆さん、んん、と思っているんだと思うんですね。なので、そのところの解釈を明確に示していただけないと、なんとなくこう、腑に落ちないんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長(馬場一義君) 個人的にご自宅でお使いになる分のはまたそれは、当然、個人の分であります。今ほどお話ありましたけれども、4月の当初予算の中で、この住宅にかかる光熱水費も含めて予算化をいただいております。議決をいただいております。電話料につきましても同様でございます。ただ、インターネットの費用が抜けておりました。それが何故かと申しますと、その看護師の方に来ていただいているわけですが、町の取り決めの中で、若松近辺に自宅を構え、そして、そちらはそちらでそのアパート等、解約はできない3ヵ月ないし4ヶ月の派遣ということもございまして、二重生活といったような形になると。そういった部分において、個人的な負担を強いることのないようにといったような取り決めを行いましたので、その分については、ご自身の分は元々の住居の分を負担をされている。こちらにいらっしゃった際のそういった住宅費、光熱水費、そういったものは公費で賄うといったようなことで4月の当初予算の時に議決をいただいております。

〔発言する者 複数あり〕

○議長（齋藤邦夫君） プロバイダーの契約料であるという、そういう内容だそうですから。

3回目です。

酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 大きな問題でありまして、そういう事情はわかりますが、個人の電話料にかかる負担ではない。あくまでもプロバイダーと契約をしているんじゃないかと、インターネットを使用できなかったから、その部分をこの経費を持って解消させるという、そういう理解ですか。個人の電話料をここで負担するのであれば、それはあの、ほかの看護師の方、あるいは役場の、いわゆる職員の方々は、電話料の考えが一様でなくなりますから、ここはあの、特例であっても、特例なら特例であるように、お伺いしますが、重ねてお伺いします。契約料、プロバイダーとしての契約料、契約に料金がかかるんですか。契約をした時点から使用料として料金がかかるんであって、契約自体に、契約するから、あんた金出せよという話にはならないはずですが。これは、ここで言うのは、契約、その後に発生する使用料金でないですか。つまり電話料金でないですか。そこをはっきりさせていただかないと、皆さん、議員だって、我々だって、仕事で使う、ある意味。電話料は皆、手前持ちです。役場職員もそうです。皆さんそうです。そこをこの予算で持つのか。そうであれば、考え方はガラッと変わりますし、そこをはっきりさせたいのでお伺いしています。3ヵ月の特例があるならあるように、そういう取り決めがあるなら、そのように説明していただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長、もう少し丁寧に説明してください。

○保健福祉課長（馬場一義君） 先ほどからお答えしていることは一貫しております。あとどう細かく説明をすればいいのか、ちょっと今、悩んでおりますけれども、先ほど説明したことの繰り返しになりますけれども、プロバイダーとの契約をすると料金発生いたします。それは通信料と一緒に請求をされます。そして、先ほどの話の繰り返しになりまして大変申し訳ありませんけれども、当初予算の中で、当該看護師の方が個人的な余計な負担が生じることのないように、住宅料。それから光熱水費等の電話使用料等の二重負担が生じないようにといったような取り決めを行っております。そういった部分については公費で負担をすると、そういった予算を議決をいただいておりますので、それと同様というようなことで、プロバイダーとの契約をしますと費用が発生する分を今回補正をお願いをしたいということでありますので、当初の説明から一貫して同じことを説明させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を打ち切ります。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第78号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の会議の再開は1時15分にしたいと思いますので、ご協力願います。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時16分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続きまして、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第79号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第79号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計補

正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,721万2,000円とする内容でございます。

まず歳入でございますが、5ページをご確認をいただきたいと思っております。歳入の事項別明細であります。まず保険料としまして、第1号被保険者保険料ということで、介護保険料の改訂がありまして、その本賦課を行った関係で532万9,000円の増額といった内容でございます。それからその他一般会計繰入金、事務費の繰入金としまして認定審査会の負担金の増によります繰入金の増額を見込んでおります。

続きまして、歳出、6ページになります。まず認定審査会共同設置負担金。こちらは広域圏の認定審査会の共同設置負担金。実績の確定によりまして10万4,000円の増額でございます。それから保険給付費の居宅介護福祉用具購入費負担金ということで10万円ですが、希望をとりまとめしました結果、不足が見込まれるということで10万円の増額をお願いしております。それから項の2、介護予防サービス等諸費。目1、介護予防サービス給付費負担金の介護予防サービス給付費負担金250万円でありますけども、介護保険制度の改正によりまして、訪問介護サービス、通所介護サービス、こういったものが総合事業、いわゆるその地域支援事業の総合事業というものに移行するわけですが、当初、6ヶ月で見込んでおりましたが、事務処理の都合上、8ヶ月分が必要だということで今回増額をお願いしております。それからその下の地域密着型介護予防サービス給付費の負担金でございますが、70万円。こちらは要支援の方の利用が増加をしているということで増額となっております。次の7ページにまいりまして、高額医療合算介護サービス費。こちらの負担金135万9,000円ありますが、該当実績の増加によりまして不足が見込まれるということで増額をお願いしております。それから款の4、地域支援事業費。目の1、介護予防・生活支援サービス事業であります。こちらは先ほどの介護予防サービス給付費の250万円増額しておりますが、これと反対に、当初6ヶ月で見込んでいたものを切り替え時期が2ヶ月遅れるということで、6ヶ月を4ヶ月分、2ヶ月分マイナスということで、訪問事業委託料が70万円、通所事業委託料が40万円の減額と、そういった内容でございます。予備費で177万円を増額し、予算を調整させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第79号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第80号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第80号 平成27年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第80号 平成27年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳出予算の総額4億610万6,000円のうち、84万5,000円を科目更生する内容でございます。

3ページをご覧ください。3ページの歳出でございます。維持費につきまして、まず需用費の修繕料につきましては、水位計の修繕を経年劣化のため行います。役務費につきまして

は水質検査手数料の増額をお願いしております。予備費 84 万 5,000 円を減額し予算を編成をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 80 号 平成 27 年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 81 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 6、議案第 81 号 平成 27 年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第 81 号 平成 27 年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）を説明申し上げます。

第 1 条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 306 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,606 万 8,000 円とする内容のものでご

ざいます。

ページ、5ページをお開きください。歳入であります、歳入、一般会計繰入から繰入金として306万8,000円を事業費に充てるものでございます。

ページをおめくりいただきまして6ページでございます。総務費の中の1目の只見スキー場管理費であります、まず需用費であります。修繕料として59万お願いしてございます。これにつきましては、春、索道の点検をしましたところ、索道の搬器にかかるネジ山の修繕が必要だというようなことで、今回、オープンに間に合わせるように対応したいという内容のものでございます。それから18の備品購入費であります、管理用備品として89万1,000円お願いしてございます。これにつきましては、スキー競技によるポール、スキー競技用のポールであります、110本を更新したいということで今回お願いするものでございます。それから2目の保養センター管理費であります、需用費の中の修繕料として158万7,000円お願いしてございます。内容としましては、施設そのものが整備後40年以上経過しておりますことから、若干、躯体の部分の屋根の部分でありますとか、に修繕が必要な部分がございます。そういったところに87万円。それから冬囲いですが、近年の豪雪に備えるというようなことで、裏側を中心にしまして60万円。それから緊急対応分として87万円をお願いし、トータル158万7,000円をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第81号 平成27年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）は原案のと

おり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第82号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第82号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第82号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ歳出3億4,231万6,000円とする内容でございます。

5ページをご覧ください。歳入でございます。一般会計からの繰入、それと事業基金の繰入で歳入予算を編成しております。

次、6ページの歳出をご覧ください。施設整備費としまして、施設の修繕料。これ主に中継ポンプ等でございますが、劣化によりまして修繕をいたします。次、施設整備費、工事請負費でございますが、施設整備工事ということで650万円。これは只見地区流量調整槽を設置をいたします。予備費8,000円をもちまして予算を編成をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第82号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りをいたします。

日程第8、認定第1号 平成26年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、認定第13号 平成26年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、議長及び議会推薦の監査委員を除く議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第13号については、議長並びに議会推薦の監査委員を除く議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選により決定するとありますので、特別委員会で互選をお願いいたします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第7条により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は本議場とします。委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、決算特別委員会正副委員長の選任のため、暫時、休議いたします。

当局は、暫時、退席をお願いいたします。

〔当局 退席〕

休憩 午後 1 時 3 2 分

再開 午後 1 時 5 9 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議をいたします。

決算特別委員会の委員長に藤田力君、副委員長に石橋明日香君が選任されましたので報告をいたします。

お諮りをいたします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号から認定第 1 3 号については、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、9 月 1 7 日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 1 3 号については、9 月 1 7 日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において、審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第 5 号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第 2 1、報告第 5 号 平成 2 6 年度只見町の健全化判断比率について報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長(渡部勇夫君) 報告第 5 号 平成 2 6 年度只見町の健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

一枚めくっていただきまして、町代表監査委員より、審査結果について、別紙意見書のとおり報告がございました。裏側をご覧ください。審査の概要は割愛いたしまして、審査の結果、総合意見として、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるという報告をいただきました。それぞれ、実質赤字比率から、以下、将来負担比率まで4項目ございますが、右側に早期健全化基準ということで基準割合が示されております。いずれもその数値が発生しないか、大きく下回っているという状況でございます。(2)個別意見として、実質赤字比率について、平成26年度の実質赤字比率は、昨年に引き続き実質赤字額が生じていないため算出されないと。(2)も同様でございます。(3)実質公債費比率について、平成26年度の実質公債費比率は3.5パーセントとなっており、昨年比0.2ポイントの減となっている。これは町債の償還が進んだことによる元利償還金の減等によるものである。早期健全化基準の25.0パーセントと比較すると、これを下回っている。将来負担比率については算出されないということでございまして、(3)是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないという報告をいただいております。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第6号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第22、報告第6号 平成26年度只見町の資金不足比率についてを報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長(渡部勇夫君) 報告第6号 平成26年度只見町の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告するというものでございます。

これも同じく代表監査委員より、審査結果についてご報告をいただいております。裏側を見ていただきまして、資金不足比率審査意見書でございます。審査の結果につきまして総合意見でございます。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということで、これも早期健全化基準20.0パーセントが示されております。個別意見といたしまして、資金不足比

率について、平成26年度の各特別会計資金不足比率は、昨年に引き続き資金不足額が生じていないため算出されない。早期健全化基準の20.0パーセントと比較すると、良好な状態にあると認められる。是正改善を要する事項といたしまして、特に指摘すべき事項はないというご報告をいただいております。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第7号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第23、報告第7号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 報告第7号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

開いていただきまして、決算報告書をご覧いただきたいと思っております。第20期になります。

1ページをご覧ください。貸借対照表でございます。左側、資産の部でございますが、流動資産3,303万7,900円。中段、固定資産62万2,298円。資産の部の合計が3,366万198円。右側でございますが、負債の部でございます。流動負債として657万9,392円。純資産の部でございますが、純資産の部の合計が2,708万806円。負債及び純資産の部の合計が3,366万198円という形になっております。続いて、右側、2ページでございますが、損益計算書でございます。純売上、それから売上の原価、トータルの売上総利益でございますが、5,575万6,575円。販売費及び一般管理費、営業損失とありますが、259万3,063円。経常損失でございますが、211万8,910円。当期損失額として251万4,460円となっております。ページを開いていただきまして、3ページに販売費及び一般管理費の明細が、4ページには株主資本等の変動計算書が記載ありますのでご覧いただきたいというふうに思います。

以上です。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第8号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第24、報告第8号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長(渡部公三君) 続きまして、報告第8号であります。株式会社季の郷湯ら里の経営状況について説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

ページを開いていただきまして決算報告書第17期になります。1ページをご覧ください。貸借対照表でございます。左側の資産の部。まず流動資産であります。6,852万8,244円。固定資産であります。193万4,029円。資産の部の合計としまして7,046万2,273円です。右側、負債の部であります。流動負債として2,229万9,374円。負債の固定負債として2,065万7,000円ちょうどでございます。負債合計として4,295万6,374円。純資産の部であります。合計で2,750万5,899円。負債・純資産の合計であります。7,046万2,273円となっております。それから右側の2ページであります。損益計算書であります。純売上高であります。売上高原価を加えました売上総利益が2,783万1,632円。販売費及び一般管理費が3,541万5,697円。営業損失として758万4,065円になります。経常利益であります。408万7,637円。当期の純利益として390万2,637円となっております。ページ、3ページであります。販売費及び一般管理費の明細。4ページには株主資本等の変動計算書が記載ありますのでご覧いただきたいというふうに思います。

以上です。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第9号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続きまして、日程第25、報告第9号 南会津地方土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長(渡部勇夫君) 報告第9号 南会津地方土地開発公社の経営状況について説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

一枚めくっていただきまして、平成26年度貸借対照表、資産の部、負債の部、資本の部とございますが、ここで当期損失7万772円ということになってございます。26年度損益計算書が右側にごさしまして、ここで同じく一番下の段に、当期純損失7万772円という損益計算になりました。裏側を見ていただきまして、それぞれ、財産目録でございます。それから、右側が利益金処分計算書と。一番最後にキャッシュ・フロー計算書というふうに記載しておりますので、このそれぞれの目録、計算書につきましてはお目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(齋藤邦夫君) 以上で報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長(齋藤邦夫君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着衣をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後2時11分)

